

愛玩動物看護師法に基づき農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目案（告示案）の
概要についての御意見と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	科目案については、各科目の内容を示す必要があると考える。	<p>愛玩動物看護師法第31条第1号及び同法附則第2条第1号イ及びロにおいて、農林水産大臣及び環境大臣は、受験資格を得るために修める必要のある科目を指定することとされており、これに基づき、今般、科目を指定するものです。</p> <p>科目の指定に当たっては、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書（令和3年3月30日）において取りまとめられた内容に基づくものとしており、各科目の概要及び到達目標については、同報告書に記載がありますので御参照ください。</p> <p>また、各科目の概要及び到達目標については、今後発出する通知などにおいて、改めてお示しする予定です。</p>
2	科目案について賛同する。愛玩動物看護師に必要な知識及び技術や履修すべき科目等について定期的に検証や検討が行われると理解してよいか。	<p>御理解いただきありがとうございます。まずは、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会の取りまとめに基づき定める今般の指定科目の運用を行った上で、必要に応じて検討を加えてまいりたいと考えています。</p>